

覚 醒 剤 廃 棄 届 出 書

覚醒剤取締法第 22 条の 2 の規定により覚醒剤の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

徳島県知事

殿

廃棄しようとする覚醒剤の 品目及び数量	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

備 考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する施用機関にあつては、当該施用機関の管理者の氏名とする。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤の品目及び数量欄には、剤型別に一般的名称及びその数量を記載すること。